



MAPPS ゼミ ⑤

アウトソーシング事業の課題とは

【個人情報保護条例 「適用除外」の例】

●神奈川県 第4節 適用除外（適用除外）

第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

（3） 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報

◎ 個人情報保護の視点が必須要素に

事務の標準化や汎用システムの開発などを通して進む自治体のアウトソーシング事業だが、いわゆる「電子自治体」を推進する上で課題と目される点は、大きく分けて2つ挙げられる。個人情報保護と情報保管の外部委託である。

個人情報保護は、平成15年5月に交付され、2年後に全面施行となった「個人情報保護法」によって社会的にも大きくクローズアップされた。これまで、内閣府の国民生活局企画課 個人情報保護推進室の管轄であった同法は、本年（平成21年）9月1日から消費者庁へと移管され、個人の権益保護の色合いをさらに強めている。

個人情報保護に関する具体的な施策については、各自治体が条例で定めている。実は国よりも地方が先に着手したという経緯があり、各自治体独自の条例の方がより詳細で厳しい規定となっているケースが多いようだ。

ところで、博物館が取り扱う情報は、作家や寄贈者、友の会会員などの個人情報が含まれる。よって、特にアウトソーシング型のシステムの導入を検討する際には、各自治体の方針を考慮に入れておく必要がある。

具体的には、自館の目指す事業内容と委託先の業者の受託体制が先進自治体が個人情報保護条例に定める規定内容に即しているかどうかを精査すると良いだろう。また、上記神奈川県の事例のように「除外規定」が設けられていることが多いため、あらかじめ調べておきたい。

Points of View

- コスト以外のポイントは、個人情報保護と外部委託先の環境
- 情報政策課や情報システム課が資料を用意している場合が多い

※無断転載を禁じます。